

芦屋市建築審査会条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づき、<u>芦屋市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の任期、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（委員の任期）</u></p> <p>第2条の2 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>3 <u>委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 <u>審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づき、芦屋市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p>